

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月18日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
(Premium Funds
- Wealth Core Portfolio Conservative Type
- Wealth Core Portfolio Growth Type)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。
プレミアム・ファンズ
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,122億円）を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,122億円）を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
- ウェルス・コアポートフォリオ グロース型
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2017年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=112.19円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年5月31日に提出した有価証券届出書(2017年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

第一部 証券情報

(5) 申込手数料

<訂正前>

(前略)

(注3) 販売取扱会社において累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。

(注4) 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

(注5) 米ドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

<訂正後>

(前略)

(注3) 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

(注4) 米ドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

(前略)

<販売取扱会社>

株式会社S M B C信託銀行

東京都港区西新橋一丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbctb.co.jp>

(後略)

<訂正後>

(前略)

<販売取扱会社>

株式会社S M B C信託銀行

東京都港区西新橋一丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

(後略)

(12) その他

<訂正前>

(前略)

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われぬ。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（C S S F）の規制を受けているが、サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に準拠しておらず、ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの販売のための登録を行っていない。また、ルクセンブルグの監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督下にもない。サブ・ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなる投資家に対しても販売されない。監督官庁の規制を通じて行われる投資者保護は、サブ・ファンドの投資者に適用されない。

<訂正後>

(前略)

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われぬ。

管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（C S S F）の規制を受けているが、サブ・ファンドは、ルクセンブルグ籍の投資信託ではなく、ルクセンブルグの法律に準拠しておらず、ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの販売のための登録を行っていない。また、ルクセンブルグの監督官庁による認可を受けておらず、ルクセンブルグ当局の監督下にもない。サブ・ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなる投資家に対しても販売されない。ルクセンブルグの監督官庁の規制を通じて行われる投資者保護は、サブ・ファンドの投資者に適用されない。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

<訂正前>

(前略)

2017年5月10日 信託証書補遺締結

<訂正後>

(前略)

2017年5月10日 信託証書補遺締結

2018年2月15日 信託証書補遺締結

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2014年4月22日付公正証書によって修正され、2014年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

(中略)

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず（投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第125-2条に規定された範囲内の）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

(ハ) 資本金の額

2017年6月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約6億9,695万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,559円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=127.97円）による。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(2017年3月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ ビンゲン通り2番	272,311株	100%

<訂正後>

(前略)

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日付公正証書によって修正され、2017年6月14日にルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンを通じて公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

(中略)

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）（以下「2010年法」という。）第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも一つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

（八）資本金の額

2018年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約7億1,498万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約2,626円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 131.28円）による。

（中略）

（ホ）大株主の状況

（2018年2月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ ピンゲン通り2番	272,311株	100%

（4）ファンドに係る法制度の概要

<訂正前>

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

（中略）

（ハ）ミューチュアル・ファンド規則

（中略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（2015年改正）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）の別表3の領域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3の領域もしくはCIMAにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

<訂正後>

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2017年改正）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年）により改正済）（以下、総称して「ミューチュアル・ファンド規則」という。）により規制される。

準拠法の内容

（中略）

（八）ミューチュアル・ファンド規則

（中略）

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。「承認された法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、承認された法域もしくはC I M Aにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

（後略）

（5）開示制度の概要

<訂正前>

ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁への開示

（中略）

（ ）下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとする意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法（2013年改正）
- マネー・ロンダリング防止規則
- 免許条件

（中略）

日本における開示

（中略）

（ロ）日本の受益者に対する開示

（中略）

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

<訂正後>

ケイマン諸島における開示

(イ)ケイマン諸島金融庁への開示

(中略)

()下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

- ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
- 金融庁法(2016年改正)
- 2017年マネー・ロンダリング防止規則(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)
- 免許条件

(中略)

日本における開示

(中略)

(ロ)日本の受益者に対する開示

(中略)

上記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりサブ・ファンドの代行協会員であるS M B C日興証券のホームページにおいて提供される。

（6）監督官庁の概要

<訂正前>

（前略）

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（2013年改正）に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2014年改正）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（2014年改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

<訂正後>

（前略）

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（2016年改正）に基づき、CIMAによって、CIMA自らもしくは海外の認可された規制当局のために行われ、または税務情報庁法（2017年改正）もしくは貯蓄収入情報報告（EU）法（2014年改正）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく守秘情報の開示は、守秘義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社、取締役または代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

2 投資方針

（5）投資制限

投資制限

<訂正前>

（前略）

管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

サブ・ファンドの名において管理会社が行う取引のうち、自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する取引は、すべて禁止される。

（後略）

3 投資リスク

（1）リスク要因

サブ・ファンドに固有のリスク

<訂正前>

（前略）

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドは投資先ファンドの投資証券に投資するので、サブ・ファンドの投資に分散または流動性が欠けるおそれがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。投資を検討する者は、サブ・ファンドに投資への投資を行う前に投資先ファンドの目論見書を精査することが推奨される。

（中略）

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

（中略）

その結果、サブ・ファンドは、現時点もしくは将来の追加証拠金請求、決済もしくはその他の支払いに応じるため、またはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資産を本来よりも早く清算し、ならびに／または本来よりも多くのファンドの資産（その割合は時として大きなものとなる可能性がある。）を現金およびその他の流動性の高い証券により保有する場合がある。現金で保有される部分（もしあれば）は、サブ・ファンドの投資方針に従った投資が行われず、サブ・ファンド（米ドル建てクラス受益証券を含む。）の運用実績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資先ファンドへの投資に係るリスク サブ・ファンドは投資先ファンドへ投資するが、投資先ファンドのポートフォリオは分散または流動性が欠けるおそれがある。それ故に、投資先ファンドのパフォーマンスの悪化は、サブ・ファンドのパフォーマンスの悪化を招く。投資を検討する者は、サブ・ファンドに投資への投資を行う前に投資先ファンドの目論見書を精査することが推奨される。

（中略）

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

（中略）

その結果、サブ・ファンドは、現時点もしくは将来の決済もしくはその他の支払いに応じるため、またはその他の目的のために利用可能な現金を保有するため、資産を本来よりも早く清算し、ならびに／または本来よりも多くのファンドの資産（その割合は時として大きなものとなる可能性がある。）を現金およびその他の流動性の高い証券により保有する場合がある。サブ・ファンドは、原則として、現金で保有されるかかる金額に対し利息が生じることを予想しているが、当該金額は、サブ・ファンドの投資方針に従った投資が行われず、サブ・ファンド（米ドル建てクラス受益証券を含む。）の運用実績に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。サブ・ファンドが契約上の債務不履行に陥った場合、サブ・ファンドおよびその受益者（米ドル建てクラス受益証券の保有者を含む。）が重大な悪影響を被るおそれがある。

（後略）

(3) リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

下記グラフは、サブ・ファンドの投資リスクを理解するための情報の一つとして利用されたい。

各クラス受益証券の分配金再投資

1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2013年3月～2018年2月の5年間における各クラス受益証券の分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。（ただし、各サブ・ファンドの米ドル建て受益証券は2015年12月4日から、円建て（ヘッジあり）受益証券は2016年5月11日から運用を開始したため、米ドル建て受益証券については2016年11月以前の年間騰落率および2015年12月3日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格、ならびに円建て受益証券については2017年4月以前の年間騰落率および2016年5月10日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されない。）

<コンサバティブ型-米ドル建て>

(2013年3月～2018年2月)



<コンサバティブ型-円建て (ヘッジあり)>

(2013年3月～2018年2月)



<グロース型-米ドル建て>

(2013年3月～2018年2月)



<グロース型-円建て（ヘッジあり）>

（2013年3月～2018年2月）



出所:投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・酒田松本法律事務所が作成

（ご注意）

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各クラス受益証券へ再投資したとみなして算出したものである。ただし、各クラス受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- ・各クラス受益証券の年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）設定から1年未満の時点では算出されない。
- ・各クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドル建て受益証券については、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- ・各クラス受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。ただし、設定から6年未満の場合は、設定後1年以降の年間騰落率を用いるため、各クラス受益証券と代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なる。
- ・サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX（配当込み）
 先進国株……………ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス
 新興国株……………S & P新興国総合指数
 日本国債……………BBGパークレイズE 1年超日本国債指数
 先進国債……………FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
 新興国債……………FTSE新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS & P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有している。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属する。インデックスは資産運用管理の対象とはならない。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではない。

FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスである。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

<訂正前>

（前略）

日本国内における申込手数料

（中略）

（注3）販売取扱会社において累積投資契約により分配金を再投資する場合、申込手数料は課せられない。

（注4）申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。

- (注5) 米ドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

<訂正後>

(前略)

日本国内における申込手数料

(中略)

- (注3) 申込手数料については、販売取扱会社の定める乗換優遇措置または償還乗換優遇措置が適用される場合がある。
- (注4) 米ドル建てクラス受益証券を円資金から該当通貨に交換した上での申込みの場合、別途、為替手数料が片道1円/往復2円(上限)かかる。

(4) 管理報酬等

<訂正前>

受託会社報酬

(中略)

2016年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った受託会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	17,473.54米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	14,876.08米ドル

管理会社報酬

(中略)

2016年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った管理会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	36,901.23米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	16,965.80米ドル

(中略)

管理事務代行会社報酬

(中略)

2016年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った管理事務代行会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	74,132.91米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	33,972.19米ドル

保管会社報酬

(中略)

2016年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った保管会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	49,378.69米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	22,630.02米ドル

販売会社報酬および販売取扱会社報酬

(中略)

2016年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	1,438,978.01米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	661,626.93米ドル

代行協会員報酬

(中略)

2016年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った代行協会員報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	110,705.80米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	50,900.63米ドル

<訂正後>

受託会社報酬

(中略)

2017年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った受託会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	30,082.01米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	20,119.44米ドル

管理会社報酬

(中略)

2017年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った管理会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	138,737.57米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	54,475.44米ドル

(中略)

管理事務代行会社報酬

(中略)

2017年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った管理事務代行会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	277,879.62米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	109,174.61米ドル

保管会社報酬

(中略)

2017年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った保管会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	185,070.71米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	72,711.19米ドル

販売会社報酬および販売取扱会社報酬

(中略)

2017年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った販売会社報酬および販売取扱会社報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	5,409,955.28米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	2,124,271.09米ドル

代行協会員報酬

(中略)

2017年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った代行協会員報酬は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	416,211.53米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	163,428.38米ドル

(5) その他の手数料等

< 訂正前 >

(前略)

その他の運営費用

(中略)

2016年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った設立費用を含むその他の運営費用は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	114,119.05米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	113,558.22米ドル

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

その他の運営費用

(中略)

2017年11月30日に終了した計算期間中に各サブ・ファンドが支払った設立費用を含むその他の運営費用は、以下の通りである。

ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型	123,597.48米ドル
ウェルス・コアポートフォリオ グロース型	110,701.15米ドル

(後略)

(6) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

日本

2017年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

ケイマン諸島

(中略)

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した(以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。)。また、ケイマン諸島は、60カ国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準 - 共通報告基準(以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。)を実施するための多国間協定に調印した。

US IGAおよびUK IGAの効力を生じさせるため、またCRSの効力を生じさせるため、2014年7月4日および2015年10月16日付でそれぞれケイマン諸島規則が発行された(以下「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」という。)は、US IGAおよびUK IGAの適用に関する手引書を公表しており、CRSに関する指針を発行する権限を有する。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関(関連するAEOI規則に定義される。)」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。ファンドは、対象となる限り、AEOI規則の要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、報告金融機関は、特に、() (US IGAに該当する場合のみ) グローバル仲介人識別番号(以下「GIIN」という。)を取得するために米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に登録すること、() ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、() 「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および() かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局(すなわち、米国報告対象口座の場合はIRS、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁)に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。非報告金融機関は、AEOI規則に基づき、いかなる義務も有していない。

US IGAの定めにより、US IGAを実施するAEOI規則を遵守するケイマン諸島金融機関は、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を充足するとみなされ、したがってFATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税(現在は30%の税率)を課税されることはなく、また、非協力的口座を解約する必要はない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の課税を免除されるために、自らのFATCA上の地位に関し、米国の納税申告用紙に身元証明確認書類を添付して米国源泉徴収代理人に対して提供することが必要となる場合がある。FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に基づき、ファンドへの支払に対して課されないが、ファンドが「重大な不遵守」の結果として不参加金融機関(US IGAに定義される。)とみなされた場合には、この限りではない。US IGAを実施するAEOI規則の下では、ケイマン諸島金融機関は、FATCAその他の口座保有者による、または口座保有者への支払に対して税金を源泉徴収する義務を負わない。

(後略)

<訂正後>

（前略）

日本

2018年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

ケイマン諸島

（中略）

ケイマン諸島-金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国および英国との間で2つの政府間協定に調印した（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」という。）。また、ケイマン諸島は、80か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準-共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAとUK IGAとあわせて「AEOI」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

US IGA、UK IGAおよびCRSの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則が発行された（以下「AEOI規則」と総称する。）。AEOI規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局は、US IGAおよびUK IGAならびにCRSの適用に関する手引書を公表している。UK IGA、関係規則および手引書の規定は段階的に廃止され、CRSに置き換えられることが想定されている。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。ただし、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関（関連するAEOI規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではなく、この場合、かかる金融機関にはCRSに基づく登録要件のみが適用される。ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、いかなる非報告金融機関の免除にも依拠することを企図していないため、AEOI規則のすべての要件を遵守することを意図している。

AEOI規則により、ファンドおよび/またはサブ・ファンドは、特に、（ ）（US IGAに該当する場合のみ）グローバル仲介人識別番号（以下「GIIN」という。）を取得するために内国歳入庁（以下「IRS」という。）に登録すること、（ ）ケイマン諸島税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位をケイマン諸島税務情報局に通知すること、（ ）CRSに基づく義務を履行する方法を定めた方針および手続に関する文書を作成し、実行すること、（ ）「報告対象口座」とみなされるか否かを確認するため、自らの口座のデュー・ディリジェンスを実施すること、および（ ）かかる報告対象口座に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられている。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、ある報告対象口座に関連する海外の財政当局（例えば、米国報告対象口座の場合はIRS）に対し、ケイマン諸島税務情報局に報告された情報を自動的に送信する。

ファンドおよび/またはサブ・ファンドに対して課される可能性のある源泉徴収税の詳細については、米国税に関する開示も参照のこと。

（後略）

5 運用状況

以下の内容に更新されます。

各サブ・ファンドの米ドル建て受益証券は2015年12月4日から、各サブ・ファンドの円建て（ヘッジあり）受益証券は2016年5月11日から運用を開始しており、その運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2018年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	732,255,202.28	99.62
小計		732,255,202.28	99.62
現金その他の資産(負債控除後)		2,785,148.10	0.38
合計 (純資産価額)		735,040,350.38 (約78,921百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.37円)による。以下、「5 運用状況」において同じ。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2018年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	388,573,249.69	99.57
小計		388,573,249.69	99.57
現金その他の資産(負債控除後)		1,682,349.22	0.43
合計 (純資産価額)		390,255,598.91 (約41,902百万円)	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2018年2月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Conservative Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	6,502,577.056	107.19	696,981,938.86	112.61	732,255,202.28	99.62

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2018年2月末日現在)

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （%）
				単価	金額	単価	金額	
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. - Goldman Sachs Wealthbuilder Multi - Asset Growth Portfolio I USD Acc	ルクセンブルグ	投資法人	3,163,246.904	113.21	358,097,083.57	122.84	388,573,249.69	99.57

投資不動産物件（2018年2月末日現在）

該当事項なし。

その他投資資産の主要なもの（2018年2月末日現在）

該当事項なし。

（3）運用実績

純資産の推移

下記計算期間末および2018年2月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

（ ）ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
第1計算期間末 (2016年11月末日)	299,172,416.09	32,122,142	米ドル建て	10.13米ドル	1,088円
			円建て(ヘッジあり)	995円	-
第2計算期間末 (2017年11月末日)	672,283,490.10	72,183,078	米ドル建て	10.83米ドル	1,163円
			円建て(ヘッジあり)	1,042円	-
2017年3月末日	370,919,142.75	39,825,588	米ドル建て	10.42米ドル	1,119円
			円建て(ヘッジあり)	1,014円	-
4月末日	404,416,385.33	43,422,187	米ドル建て	10.50米ドル	1,127円
			円建て(ヘッジあり)	1,021円	-
5月末日	429,488,994.88	46,114,233	米ドル建て	10.58米ドル	1,136円
			円建て(ヘッジあり)	1,027円	-
6月末日	476,845,628.05	51,198,915	米ドル建て	10.59米ドル	1,137円
			円建て(ヘッジあり)	1,026円	-
7月末日	529,915,631.98	56,897,041	米ドル建て	10.71米ドル	1,150円
			円建て(ヘッジあり)	1,036円	-
8月末日	599,066,522.33	64,321,773	米ドル建て	10.74米ドル	1,153円
			円建て(ヘッジあり)	1,038円	-
9月末日	621,633,778.77	66,744,819	米ドル建て	10.76米ドル	1,155円
			円建て(ヘッジあり)	1,038円	-
10月末日	654,787,364.50	70,304,519	米ドル建て	10.82米ドル	1,162円
			円建て(ヘッジあり)	1,043円	-
11月末日	672,283,490.10	72,183,078	米ドル建て	10.83米ドル	1,163円
			円建て(ヘッジあり)	1,042円	-
12月末日	705,863,964.12	75,788,614	米ドル建て	10.90米ドル	1,170円
			円建て(ヘッジあり)	1,046円	-
2018年1月末日	733,612,581.08	78,767,983	米ドル建て	11.04米ドル	1,185円
			円建て(ヘッジあり)	1,058円	-
2月末日	735,040,350.38	78,921,282	米ドル建て	10.85米ドル	1,165円
			円建て(ヘッジあり)	1,038円	-

<参考情報>

純資産の推移

コンサパティブ型-米ドル建て
(2015年12月4日(運用開始日)~2018年2月末日)



コンサパティブ型-円建て(ヘッジあり)
(2016年5月11日(運用開始日)~2018年2月末日)



() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	千円	クラス	基準通貨	円
第1計算期間末 (2016年11月末日)	79,007,662.67	8,483,053	米ドル建て	10.21米ドル	1,096円
			円建て(ヘッジあり)	1,022円	-
第2計算期間末 (2017年11月末日)	330,164,524.12	35,449,765	米ドル建て	11.79米ドル	1,266円
			円建て(ヘッジあり)	1,158円	-
2017年3月末日	123,705,714.11	13,282,283	米ドル建て	10.81米ドル	1,161円
			円建て(ヘッジあり)	1,074円	-
4月末日	130,329,511.88	13,993,480	米ドル建て	10.96米ドル	1,177円
			円建て(ヘッジあり)	1,087円	-
5月末日	177,213,342.81	19,027,397	米ドル建て	11.07米ドル	1,189円
			円建て(ヘッジあり)	1,097円	-
6月末日	201,373,451.12	21,621,467	米ドル建て	11.13米ドル	1,195円
			円建て(ヘッジあり)	1,100円	-
7月末日	228,424,919.56	24,525,984	米ドル建て	11.39米ドル	1,223円
			円建て(ヘッジあり)	1,125円	-
8月末日	263,828,354.08	28,327,250	米ドル建て	11.42米ドル	1,226円
			円建て(ヘッジあり)	1,126円	-
9月末日	275,003,200.18	29,527,094	米ドル建て	11.57米ドル	1,242円
			円建て(ヘッジあり)	1,139円	-
10月末日	289,761,866.80	31,111,732	米ドル建て	11.72米ドル	1,258円
			円建て(ヘッジあり)	1,152円	-
11月末日	330,164,524.12	35,449,765	米ドル建て	11.79米ドル	1,266円
			円建て(ヘッジあり)	1,158円	-
12月末日	361,982,779.39	38,866,091	米ドル建て	11.98米ドル	1,286円
			円建て(ヘッジあり)	1,172円	-
2018年1月末日	395,701,841.95	42,486,507	米ドル建て	12.41米ドル	1,332円
			円建て(ヘッジあり)	1,212円	-
2月末日	390,255,598.91	41,901,744	米ドル建て	12.01米ドル	1,290円
			円建て(ヘッジあり)	1,172円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

グロース型－米ドル建て

(2015年12月4日(運用開始日)～2018年2月末日)



グロース型－円建て（ヘッジあり）

(2016年5月11日(運用開始日)～2018年2月末日)



分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

計算期間	受益証券の種類	収益率 ^(注1)
第1計算期間 (2015年12月4日 ～2016年11月30日)	米ドル建てクラス受益証券	1.30%
	円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	-0.50%
第2計算期間 (2016年12月1日 ～2017年11月30日)	米ドル建てクラス受益証券	6.91%
	円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	4.72%

(注1) 収益率(%) = 100 × (a - b) / b

a = 計算期間末現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当初発行価格(10米ドルおよび1,000円)

以下同じ。

(注2) 各サブ・ファンドの米ドル建てクラス受益証券は2015年12月4日から、各サブ・ファンドの円建て(ヘッジあり)クラス受益証券は2016年5月11日から運用を開始している。以下、別段の記載のない限り同じ。

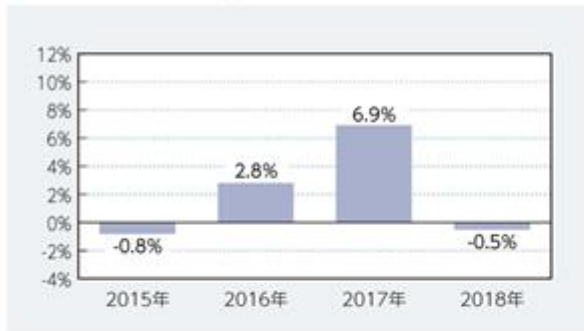
() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

計算期間	受益証券の種類	収益率
第1計算期間 (2015年12月4日 ～2016年11月30日)	米ドル建てクラス受益証券	2.10%
	円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	2.20%
第2計算期間 (2016年12月1日 ～2017年11月30日)	米ドル建てクラス受益証券	15.48%
	円建て(ヘッジあり)クラス受益証券	13.31%

< 参考情報 >

収益率の推移

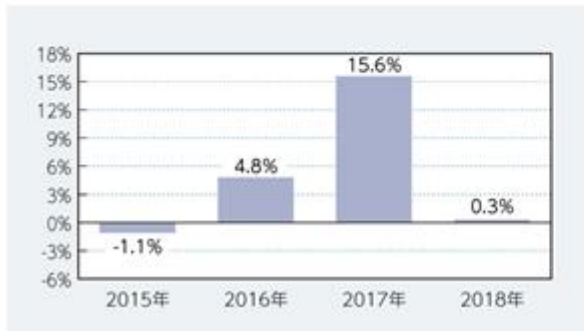
コンサパティブ型-米ドル建て



コンサパティブ型-円建て (ヘッジあり)



グロース型-米ドル建て



グロース型-円建て (ヘッジあり)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格 (当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、2018年については2018年2月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格 (分配額の額) (ただし、米ドル建て受益証券については2015年の場合、および円建て (ヘッジあり) 受益証券については2016年の場合、当初募集価格である10米ドルまたは1,000円)

(注2) 米ドル受益証券については、2015年は2015年12月4日 (運用開始日) から同年12月末日までの、2018年は2018年1月1日から同年2月末日までの収益率を表示している。円建て (ヘッジあり) 受益証券については、2016年は2016年5月11日 (運用開始日) から同年12月末日までの、2018年は2018年1月1日から同年2月末日までの収益率を表示している。

(4) 販売及び買戻しの実績

各サブ・ファンドの下記計算期間における販売および買戻しの実績ならびに下記計算期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

米ドル建てクラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1計算期間 (2015年12月4日～ 2016年11月30日)	26,530,818.299 (26,530,818.299)	514,369.038 (514,369.038)	26,016,449.261 (26,016,449.261)
第2計算期間 (2016年12月1日～ 2017年11月30日)	42,561,914.094 (42,561,914.094)	14,104,681.656 (14,104,681.656)	54,473,681.699 (54,473,681.699)

(注1) () 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 販売口数は、当初募集期間に販売された口数を含む。以下同じ。

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1計算期間 (2015年12月4日～ 2016年11月30日)	4,070,857.851 (4,070,857.851)	27,914.239 (27,914.239)	4,042,943.612 (4,042,943.612)
第2計算期間 (2016年12月1日～ 2017年11月30日)	7,526,015.692 (7,526,015.692)	2,656,216.708 (2,656,216.708)	8,912,742.596 (8,912,742.596)

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

米ドル建てクラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1計算期間 (2015年12月4日～ 2016年11月30日)	7,824,159.452 (7,824,159.452)	687,151.004 (687,151.004)	7,137,008.448 (7,137,008.448)
第2計算期間 (2016年12月1日～ 2017年11月30日)	24,852,138.537 (24,852,138.537)	8,480,902.365 (8,480,902.365)	23,508,244.620 (23,508,244.620)

円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1計算期間 (2015年12月4日～ 2016年11月30日)	692,550.088 (692,550.088)	14,053.667 (14,053.667)	678,496.421 (678,496.421)
第2計算期間 (2016年12月1日～ 2017年11月30日)	5,848,404.464 (5,848,404.464)	1,385,891.681 (1,385,891.681)	5,141,009.204 (5,141,009.204)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

< 訂正前 >

（前略）

受益証券の発行

（中略）

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

適格投資家

サブ・ファンドの方針により、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）に、受益証券を販売することができない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免除会社または通常の非居住会社を除く。）が受益証券を保有することはできない。

サブ・ファンドの受益証券は、欧州連合に所在するいかなる投資家に対しても販売されない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止および検出にかかる規則（2015年8月）ならびにルクセンブルグにおいて適用ある法令に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切なる者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。ただし、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則または適用ある法律に基

づく免除規定が適用される場合、完全なデューデリジェンスを要求しないこととすることもできる。申込み時の状況にもよるが、以下の場合には、詳細な身元確認が必要とされないことがある。

(a) 購入申込者が、公認の金融機関に開設している購入申込者本人名義の口座から支払を行い、買戻代金 / 分配金が購入申込者に直接支払われる場合

(b) 購入申込者が、公認の規制当局の規制を受けているか、または公認の証券取引所（もしくはいずれかの下部組織）に上場しており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された場合

(c) 申込みが、公認の規制当局の規制を受けており、かつ、公認の法域においてまたはかかる法域の法律に基づいて設立または組成された仲介業者を介して行われたものであって、実質的な投資家について行われる手続が保証されている場合

上記における「公認の金融機関」、「公認の規制当局」、「公認の証券取引所」または「公認の法域」は、C I M Aがケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリング規制を有していると承認した法域を参照しながら、マナー・ロンダリング防止規則に基づいて決定される。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、または遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶することができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマナー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2014年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

受益証券の発行

（中略）

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。

適格投資家

ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免除会社または通常の非居住会社を除く。）が受益証券を保有することはできない。更に、

（ ）管理会社は、欧州連合またはその一部の地域内でファンドの受益証券の販売活動を行わない。

()日本における受益証券の公募は、金融商品取引法に基づき有価証券届出書を関東財務局長に提出し、投信法に基づき届出書を金融庁長官に提出した後のみ行うことができる。これらの提出がない場合、日本の法令に基づき利用可能な免除（日本の流通市場における募集および販売に関する免除を含む。）に従う場合を除き、受益証券を日本において募集することはできない。

()英文目論見書は、米国の当局または規制機関による承認を受けていない。したがって、英文目論見書またはその他の文書を用いて米国内で受益証券を募集または販売することはできない。受益証券は、米国、その領土、州もしくは属領の市民もしくは居住者に対し、または米国もしくはその州の法律に基づき組織されもしくは存続している法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の事業体に対して、発行、譲渡および登録されないものとする。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

マネー・ロンダリングおよびテロ組織への資金供与の防止

マネー・ロンダリングの防止を目的とした法律または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元および実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、関係各社は、マネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデューディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

関係各社は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが適用法令を遵守していないこととなる可能性があるか、もしくは遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または関係各社による適用ある法律もしくは規制の遵守を確保するために買戻代金または分配金の支払の拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払を拒絶することができる。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務の遂行、その他の取引、職業、業務または雇用の過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2017年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「FRA」という。）に対して、または、()テロ行

為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法(2017年改正)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはF R Aに対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

(後略)

(2) 日本における販売

<訂正前>

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、原則として日本における約定日から起算して日本における3営業日目に、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行では、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

(後略)

<訂正後>

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、原則として日本における約定日から起算して日本における3営業日目に、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。販売取扱会社であるS M B C信託銀行では、通常、申込日に申込金額等の引落としを行う。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。

（後略）

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

<訂正前>

（前略）

強制的買戻し

（中略）

上記に代わり、上記（イ）の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

また、上記（ロ）、（ハ）および（リ）については、本書の日付現在、適用されることはない。

<訂正後>

（前略）

強制的買戻し

（中略）

上記に代わり、上記（イ）の場合に、受託会社または管理会社は、受益者に対して、保有する受益証券を売却するよう命じることができ、受益者はかかる通知を受け取り次第、速やかに受益証券を適格投資家に売却して、受託会社または管理会社に売却の証拠を提出するものとする。

3 スイッチング手続等

(1) 海外におけるスイッチング

<訂正前>

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ・ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびプレミアム・ファンズ・グローバル・コア株式ファンド（以下「グローバル・コア株式ファンド」ということがある。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているサブ・ファンドおよびグローバル・コア株式ファンドに適用される制限または条件に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、サブ・ファンドの他のクラスまたはグローバル・コア株式ファンドのあらゆるクラス（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）の受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。ス

スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、受益証券の買戻しまたは申込みに適用される制限がある場合、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

（後略）

<訂正後>

一時停止期間を除き、またプレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびプレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド（以下「グローバル・コア株式ファンド」ということがある。）にかかる信託証書補遺または英文目論見書に定められているサブ・ファンドおよびグローバル・コア株式ファンドに適用される制限または条件に従い、受益者は、サブ・ファンド（以下「スイッチング元サブ・ファンド」ということがある。）の受益証券の全部または一部を、サブ・ファンドの他のクラスまたはグローバル・コア株式ファンドのあらゆるクラス（以下「スイッチング先サブ・ファンド」という。）の受益証券にスイッチングするよう請求する権利を有する。スイッチング通知は、関連する買戻日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに、管理事務代行会社に受領されなければならない。スイッチング請求は、（ ）受益証券1口以上0.001口単位、または、（ ）受益者がその保有する受益証券を全部スイッチングする場合には、0.001口以上0.001口単位で行うことができる。かかるスイッチングの結果、0.001口単位の端数受益証券が受領されることがある。管理会社は、その単独裁量により、サブ・ファンドの受益証券のスイッチングを拒絶することができる。受益者は、管理会社の同意がない限り、一度提出したスイッチング通知を撤回することができない。

（後略）

（2）日本におけるスイッチング

<訂正前>

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。

（中略）

（注1）異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

（中略）

コンサバティブ型・グロース型および各サブ・ファンドの受益証券間でのスイッチングを行うことができる。また、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングを行うこともできる。同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。

<訂正後>

日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社または販売取扱会社において、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻請求と、スイッチング元サブ・ファンドの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降（受渡日を含む。）におけるスイッチング先サブ・ファンドの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理される。特段の断りがない限り、ファンドのすべてのサブ・ファンドおよびそのクラスにおいてスイッチングを行うことができる。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われない。また、管理会社は、日本における販売会社または販売取扱会社と協議の上、スイッチングの取扱いを停止する場合があります。

（中略）

（注1）異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課されることがある。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1%に、適用ある税金を加算した金額として、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

（中略）

コンサバティブ型・グロース型および各サブ・ファンドの受益証券間でのスイッチングを行うことができる。また、プレミアム・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券とのスイッチングを行うこともできる。同一通貨間でのスイッチングは、手数料なしで行うことができる。ただし、異なる通貨間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。

前記「（1）海外におけるスイッチング」の記載は、適宜、日本におけるスイッチングにも適用されることがある。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

以下の内容に更新されます。

() ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

(2018年2月末日現在)

	米ドル (および を除く)		円 (および を除く)
資産総額	735,822,563.44		79,005,268,637
負債総額	782,213.06		83,986,216
純資産価額 (-)	735,040,350.38		78,921,282,420
発行済受益証券口数	米ドル建て	58,887,553.27口	
	円建て	9,934,941.20口	
1口当たり純資産価格	米ドル建て	10.85米ドル	1,165円
	円建て	1,038円	-

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 107.37円)による。以下、本「2 ファンドの現況」において同じ。

() ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

(2018年2月末日現在)

	米ドル (および を除く)		円 (および を除く)
資産総額	390,663,779.43		41,945,569,997
負債総額	408,180.52		43,826,342
純資産価額 (-)	390,255,598.91		41,901,743,655
発行済受益証券口数	米ドル建て	28,050,296.60口	
	円建て	4,878,937.21口	
1口当たり純資産価格	米ドル建て	12.01米ドル	1,290円
	円建て	1,172円	-

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

<訂正前>

(前略)

受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、FATCAを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことができ、また米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある)ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所地を有する者を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

<訂正後>

(前略)

受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。

受益証券の譲渡制限については、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等（1）海外における販売 譲渡制限」を参照のこと。

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

<訂正前>

2017年6月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,695万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,559円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年6月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=127.97円)による。

最近5年間ににおける資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2012年6月30日	446,220ユーロ
2013年6月30日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ
2014年6月30日	5,446,220ユーロ
2015年6月30日	5,446,220ユーロ
2016年6月30日	5,446,220ユーロ
2017年6月30日	5,446,220ユーロ

<訂正後>

2018年2月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約7億1,498万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,626円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年2月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.28円)による。

最近5年間ににおける資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2013年2月末日	446,220ユーロ
2014年1月16日	5,446,220ユーロ
2014年2月末日	5,446,220ユーロ
2015年2月末日	5,446,220ユーロ
2016年2月末日	5,446,220ユーロ
2017年2月末日	5,446,220ユーロ
2018年2月末日	5,446,220ユーロ

2 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

(前略)

2017年6月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される13本の投資信託を運営および管理している。

(2017年6月末日現在)

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	<u>3,047,398,673米ドル</u>
		ユーロ建て：	<u>8,900,296ユーロ</u>
		日本円建て：	<u>1,004,058,663,647円</u>
		豪ドル建て：	<u>1,834,265,613豪ドル</u>
		ニュージーランド・ドル建て：	<u>498,435,261ニュージーランド・ドル</u>
		カナダ・ドル建て：	<u>66,301,125カナダ・ドル</u>
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、 <u>11本</u> がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

<訂正後>

(前略)

2018年2月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される10本の投資信託を運営および管理している。

(2018年2月末日現在)

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	<u>3,763,314,604米ドル</u>
		ユーロ建て：	<u>8,280,277ユーロ</u>
		日本円建て：	<u>1,245,670,747,038円</u>
		豪ドル建て：	<u>1,740,436,433豪ドル</u>
		ニュージーランド・ドル建て：	<u>540,248,852ニュージーランド・ドル</u>
		カナダ・ドル建て：	<u>61,339,480カナダ・ドル</u>
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、 <u>8本</u> がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

別紙 A

定義

< 訂正前 >

(前略)

適格投資家

(a) () 米国人、() ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免除会社もしくは非居住法人を除く。)、または() () もしくは() 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

(中略)

アメリカ合衆国ドル
または米ドル

米国の法定通貨をいう。

米国人

受託会社が異なる決定を下さない限り下記の者をいう。() 米国に居住する自然人、() 米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、() 執行者または財産管理人が米国人である財団、() 受託者が米国人である信託、() 米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、() 米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、() 米国で設立され、また(個人の場合は)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、および() パートナーシップまたは法人のうち(A) 外国の法域の法律に基づいて設立され、また(B) 米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立したもの(ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家(米国証券法に基づくルール501(a) の定義に従う。)が設立し、または所有している場合を除く。)

評価日

毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

<訂正後>

(前略)

適格投資家

現時点において「適格投資家」の項に記載される者に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

(中略)

アメリカ合衆国ドル
または米ドル

米国の法定通貨をいう。

評価日

毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

別紙B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

(前略)

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の市場環境下において、各投資先ファンドは、資産（現金および現金同等物を除く。）の3分の2以上を株式と株式関連譲渡可能証券、債券、投資可能ファンドおよび金融デリバティブ商品に投資する。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。
------	---

(後略)

<訂正後>

(前略)

運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の市場環境下において、各投資先ファンドは、資産（現金および現金同等物を除く。）の3分の2以上を株式と株式関連譲渡可能証券、債券、投資可能ファンドおよび金融デリバティブ商品に投資する。 <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合がある。 ・ 投資先ファンドの投資が成功するか、または、その投資目的が達成される保証はない。
------	--

(後略)